

ご利用規約

第 1 条（総則）

- (1) 役務提供者と顧客は、日本国の法を遵守し、互いに協力し信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- (2) 本契約約款に基づいて、役務提供者は顧客に対して役務を提供し、顧客は役務提供者に対して費用を支払う。

第2条（役務内容）

◆スマートサポート

電気、ガス、ウォーターサーバー、インターネット回線、Wi-Fi、屋根塗装、外壁塗装、太陽光、蓄電池、エコキュート点検などのお得なキャンペーン等の情報について無償でアドバイスするもの。

第3条（お支払方法）

- (1) 顧客は、役務提供者に対し、毎月 26 日に限り、スマートサポート費用として毎月 500円（税別）を支払う。ただし、費用は契約月と翌月は無料とする。
- (2) 支払方法は役務提供者が指定するクレジットカード決済によるものとする。

第4条（損害賠償）

当事者は、その責めに帰すべき事由により、相手に損害を負わせた場合には、その賠償をしなければならない。ただし、役務提供者は、役務提供者が取り次いだ専門家のアドバイスにより顧客に生じた損害については、その賠償責任を負わない。

第5条（契約期間）

契約期間は、申込日の翌日から起算し、無期限とする。ただし、次条に基づく契約解除等又はサービス終了（当社より通達）の場合はこの限りでない。

第6条（解除等）

- (1) 顧客は、毎月 25 日までに電話、ハガキ、手紙の任意の方法で役務提供者に対して解約の意思表示をすることにより本契約を解除することができる。
- ただし、役務提供者に上記意思表示が 25日までに到達しなかった場合、解除の効力は翌月末日をもって生じるものとする。
- (2) 役務提供者は、顧客が費用の支払を怠る等本契約約款に違反した場合又はサービスの提供に支障が生じる程度に信頼関係が破壊された場合、電話、ハガキ、手紙の任意の方法で顧客に対し解除の意思表示をすることにより、本契約を即日解除できる。

第7条（管轄）

この契約について紛争が生じた時は、役務提供者の本店所在地を管轄する東京簡易裁判所又は地方裁判所を第 1 審専属管轄とする。

第8条（補則）

この契約書に定めのない事項については、必要に応じ、役務提供者と顧客が誠意を持って協議して定める。

【クーリング・オフのお知らせ】（事業者の方は適用範囲外です。）

1. 顧客が、訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日を含む 8 日間は書面又はメール（メール送信先：info@smart-life-ltd.co.jp）（以下、「書面等」とする）、電話により契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面等を発信したときに生じます。ただし、現金取引（契約したその場で商品の受け渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が 3 千円未満のときは、クーリング・オフはできません。
2. この場合顧客は、①損害賠償及び違約金を支払う必要はありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金又は対価の一部又は全額を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④商品を使用し、または権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。また、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません、⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物を現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより顧客が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面等が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは書面等によりクーリング・オフをすることができます。

・電話によりクーリング・オフ

03-6908-6216 営業時間 11：00 ～ 19：00 定休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

・ハガキによるクーリング・オフ郵送宛先

住所：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-22-34 新宿東海ビル 302

スマートライフ株式会社 スマートサポート宛

お客様記載情報：①ご契約者様名 ②ご契約住所 ③お電話番号 ④クーリング・オフを望まれる商材 ⑤クーリング・オフを望まれる理由

・メールによるクーリング・オフ

メール送信先： info@smart-life-ltd.co.jp

お客様記載情報：①ご契約者様名 ②ご契約住所 ③お電話番号 ④クーリング・オフを望まれる商材 ⑤クーリング・オフを望まれる理由